

農業人材投資事業（準備型・経営開始型）

1 目的と事業内容

国の旧農業次世代人材投資資金の対象外となる就農時 50 歳以上で島根県内にて独立・自営就農（経営継承を含む。）を目指す者等に対して、研修段階及び経営が不安定な就農初期段階を支援するための資金を交付する。

2 要件等

（1）準備型

- ・対象者 就農予定時、原則 50 歳以上の自営就農を目指す者
※50 歳未満であっても親元研修で国旧次世代資金の対象外となる者を含む
- ・交付額 UI ターン者 12 万円/月（最大 144 万円/年）
県内者 6 万円/月（最大 72 万円/年）
- ・交付期間最長 1 年間
- ・交付対象者の要件
原則は旧農業次世代人材投資資金と同じ
 - ・原則、前年の世帯所得が 600 万円以下であること
 - ・就業・就農していない UI ターン者
※原則、住民票を異動して概ね 1 年以内。ただし、公益財団法人ふるさと島根定住財団の産業体験期間、市町村事業等による農業研修期間、地域おこし協力隊員として活動に従事した期間は除く。
 - ・就農後 1 年以内に認定新規就農者等の認定を受けること
 - ・独立自営就農を 2 年間行うこと
 - ・県の認定を受けた研修機関で原則 6 ヶ月かつ概ね 600 時間以上の研修をすること
 - ・UI ターン者は就農開始後県内に 5 年間居住すること

（2）経営開始型

- ・対象者 原則 50 歳以上の認定新規就農者
- ・交付額 72 万円/年 ※夫婦型 72 万×1.5
- ・交付期間最長 2 年間
- ・交付対象者の要件
原則は旧農業次世代人材投資資金と同じ
 - ・交付期間と同期間、同程度の営農を継続すること
 - ・国際水準 GAP（美味しまねゴールド）を事業開始後 1 年以内に取得すること